

明石市国民保護計画

2025 年 9 月

明 石 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	計画の対象	1
3	市国民保護計画の構成	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	6
2	関係機関の連絡先	10
第4章	市の地理的、社会的特徴	11
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	18
1	武力攻撃事態	18
2	緊急対処事態	18
第2編	平素からの備えや予防	20
第1章	組織・体制の整備等	20
第1	市における組織・体制の整備	20
1	初動体制の整備	20
2	消防機関の体制	21
第2	関係機関との連携体制の整備	22
1	基本的考え方	22
2	県との連携	22
3	近接市町との連携	23
4	指定公共機関等との連携	23
5	ボランティア団体等との連携	24
第3	通信の確保	25
第4	情報収集・提供等の体制整備	26
1	基本的考え方	26
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集、報告に必要な準備	29
第5	研修及び訓練	31
1	研修	31
2	訓練	31

第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	33
1	避難に関する基本的事項	33
2	避難実施要領のパターンの作成	34
3	救援に関する基本的事項	34
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	34
5	一時集合場所の指定	35
6	避難施設の指定への協力	35
7	医療体制の整備	36
第3章	武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	37
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	38
1	市における備蓄	38
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	38
第5章	国民保護に関する啓発	40
1	国民保護措置に関する啓発	40
2	武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発	40
第3編	武力攻撃事態等への対処	42
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	42
1	危機管理対策本部等の設置	42
2	市対策本部との調整	44
3	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	45
第2章	市対策本部の設置等	46
1	市対策本部の設置	46
2	動員の実施	50
3	通信の確保	52
第3章	関係機関相互の連携	53
1	国・県の対策本部との連携	53
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請等	53
3	指定公共機関又は指定地方公共機関その他関係機関への措置要請等	53
4	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	54
5	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	55
6	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	55
7	市の行う応援等	56
8	ボランティア団体等に対する支援等	56
9	市民等への協力要請	57
第4章	警報及び避難の指示等	58
第1	警報の伝達等	58
1	警報の内容の伝達等	58

2	警報の内容の伝達方法	59
3	緊急通報の伝達及び通知	60
第2	避難のための誘導等	61
1	避難の指示の通知・伝達	61
2	避難実施要領の策定	62
3	避難のための誘導	65
4	事態の類型等に応じる対応要領と留意事項	68
第5章	救援	71
1	救援の実施	71
2	関係機関との連携	71
3	救援の内容	72
4	救援の実施方法	72
第6章	安否情報の収集・提供	80
1	安否情報の収集	80
2	県に対する報告	81
3	安否情報の照会に対する回答	81
4	日本赤十字社に対する協力	82
第7章	武力攻撃災害への対処	83
第1	武力攻撃災害への対処	83
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	83
2	武力攻撃災害の兆候の通報	83
第2	応急措置等	84
1	退避の指示	84
2	警戒区域の設定	85
3	武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示	86
4	土地、建物の一時使用等	86
5	消防に関する措置等	87
第3	生活関連等施設における災害への対処等	89
1	生活関連等施設の安全確保	89
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	89
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	91
1	武力攻撃原子力災害への対処	91
2	NBC攻撃による災害への対処	92
第8章	被災情報の収集・報告及び公表	96
1	被災情報の収集及び報告	96
2	被災情報の公表	96
第9章	保健衛生の確保その他の措置	98
1	保健衛生の確保	98

2	廃棄物の処理	99
3	文化財の保護	100
第10章	市民等の生活の安定に関する措置	101
1	生活関連物資等の価格安定	101
2	避難市民等の生活安定等	102
3	生活基盤等の確保	102
第11章	特殊標章等の交付及び管理	103
1	赤十字標章等及び特殊標章等の意義及び普及啓発	103
2	赤十字標章等	103
3	特殊標章等	104
第4編	復旧等	106
第1章	応急の復旧	106
1	基本的考え方	106
2	公共的施設の応急の復旧	106
第2章	武力攻撃災害の復旧	107
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	108
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	108
2	損失補償及び損害補償	109
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	109
4	市民等の権利利益の救済に係る手続等	109
第5編	緊急対処事態への対処	111
1	緊急対処事態	111
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	111

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、日本国憲法の理念に基づき、国際平和を希求するため、国際・文化交流などの取組みを引き続き積極的に推進する。

しかしながら、これら国際平和への努力が報われず、万一、武力攻撃や大規模テロが発生した場合、市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、市民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の対象

市国民保護計画においては、市域に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市域に滞在する人や市域を越えて避難してきたすべての人（外国人を含む）及び市域において活動を行うすべての法人その他の団体（以下、これらを「市民等」という。）

を保護の対象とする。

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処
- 資料編

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、明石市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、市民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 武力攻撃事態等に起因する特定少数者等への不当な侵害行為の防止

市は、特定の人種、信条、性別、社会的身分等に属する者等に対し、武力攻撃事態等に起因する誹謗中傷、暴力その他一切の侵害行為が生じないように配慮し、努めるものとする。

(3) 市民等の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(4) 市民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(6) 市民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、市民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとし、市は市民等の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

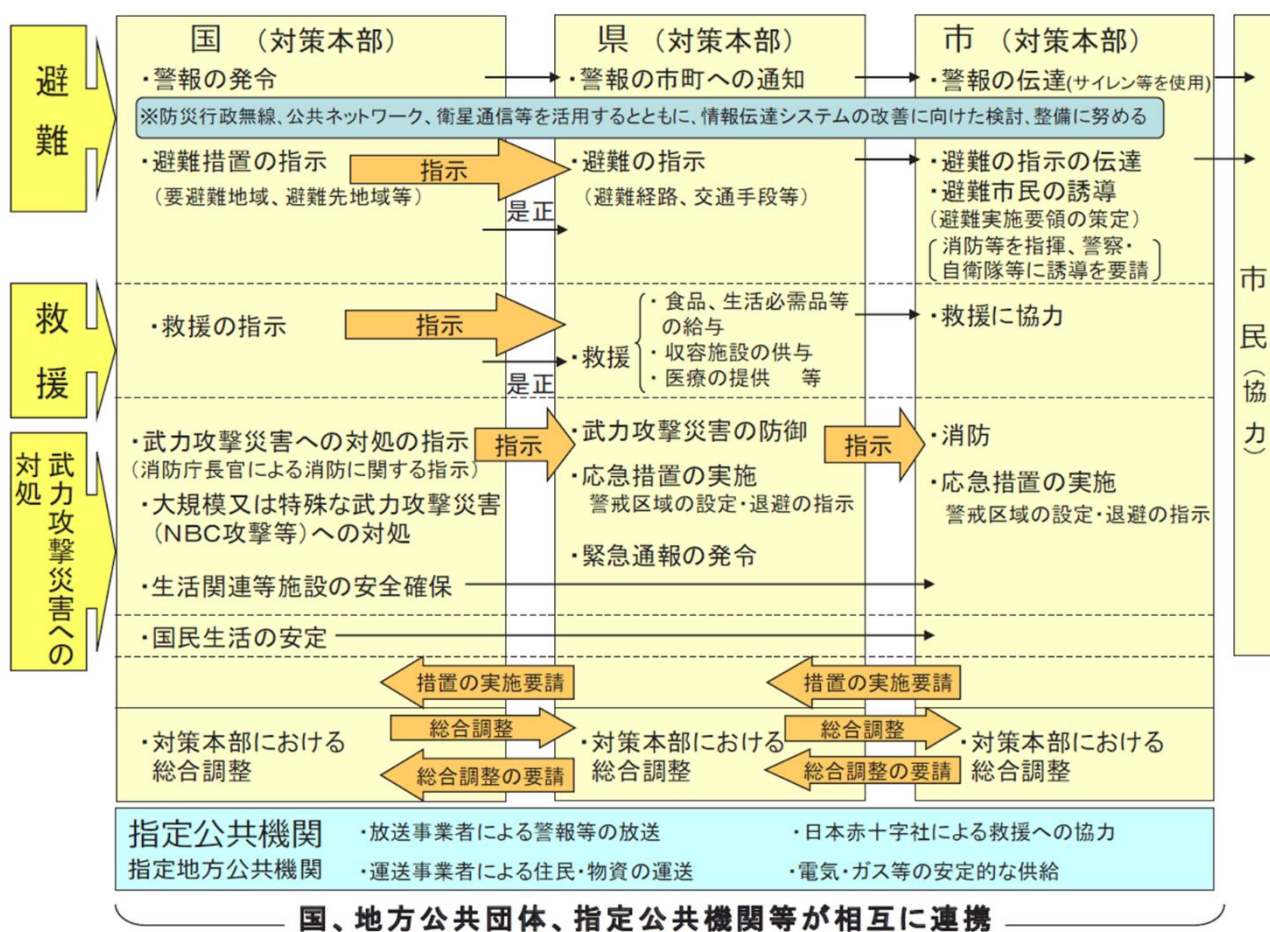
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



※ 避難市民等とは、避難を要する市民等で武力攻撃災害による被災者を含む。

1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、互いに関係機関等が連携のうえ、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	- 市国民保護計画の作成 - 市国民保護協議会の設置、運営 - 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 - 組織の整備、訓練 - 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難市民等の誘導、関係機関の調整その他の市民等の避難に関する措置の実施 - 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難市民等の救援に関する措置の実施 - 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 - 水の安定的な供給その他の市民等の生活の安定に関する措置の実施 - 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県	- 県国民保護計画の作成 - 県国民保護協議会の設置、運営 - 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 - 組織の整備、訓練 - 警報の通知 - 市民等に対する避難の指示、避難市民等の誘導に関する措置、県の区域を越える市民等の避難に関する措置その他の市民等の避難に関する措置の実施 - 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難市民等の救援に関する措置の実施 - 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 - 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の市民等の生活の安定に関する措置の実施 - 交通規制の実施 - 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[陸上自衛隊] 中部方面隊 [海上自衛隊] 呉地方隊・舞鶴地方隊 [航空自衛隊] 中部航空方面隊	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部・ 第八管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難市民等の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送 （指定公共機関）日本放送協会、朝日放送テレビ(株)、 (株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、讀賣テレビ放送(株)、(株)ラジオ大阪 （指定地方公共機関）(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送(株)、(株)ラジオ関西
[運送事業者]	1 避難市民等の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）(株)商船三井さんふらわあ、阪九フェリー(株)、 マルエーフェリー(株) （指定地方公共機関）(株)淡路ジェノバライン、高速いえしま(株)、

機関の名称	事務又は業務の大綱
ジャンボフェリー(株)、沼島汽船(株)、坊勢汽船(株) ② バス事業者 (指定公共機関) 西日本ＪＲバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株) (指定地方公共機関) 淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽バス(株) ③ 航空事業者 (指定公共機関) (株)ＡＩＲＤＯ、(株)ソラシドエア、スカイマーク(株)、日本航空(株)、全日本空輸(株) (指定地方公共機関) 日本エアコンピューター(株)、但馬空港ターミナル(株) ④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、WILLER TRAINS(株)、能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、神戸六甲鉄道(株)、(株)こうべ未来都市機構 ⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運(株) ⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トラック協会	
[電気通信事業者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
	(指定公共機関) ＮＴＴ西日本(株)、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)、(株)ＮＴＴドコモ、楽天モバイル(株)、ＮＴＴドコモビジネス(株)
[電気事業者]	1 電気の安定的な供給
	(指定公共機関) 関西電力(株)、関西電力送配電(株)、電源開発(株)、電源開発送変電ネットワーク(株)、電力広域的運営推進機関
[ガス事業者]	1 ガスの安定的な供給
	(指定公共機関) 大阪ガス(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県ＬＰガス協会
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
[病院その他の医療機関]	1 医療の確保
	(指定公共機関) (独)国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社)兵庫県医師会
[河川管理施設、道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理
	(指定公共機関) (独)水資源機構、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、

機関の名称	事務又は業務の大綱
	本州四国連絡高速道路(株) (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、 芦有ドライブウェイ(株)
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市町、消防局、指定公共機関、指定地方公共機関、自治会、大規模集客施設等その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

(記載事項) 名称、担当部署、所在地、電話・FAX、e-mail、その他の連絡方法

第4章 市の地理的、社会的特徴

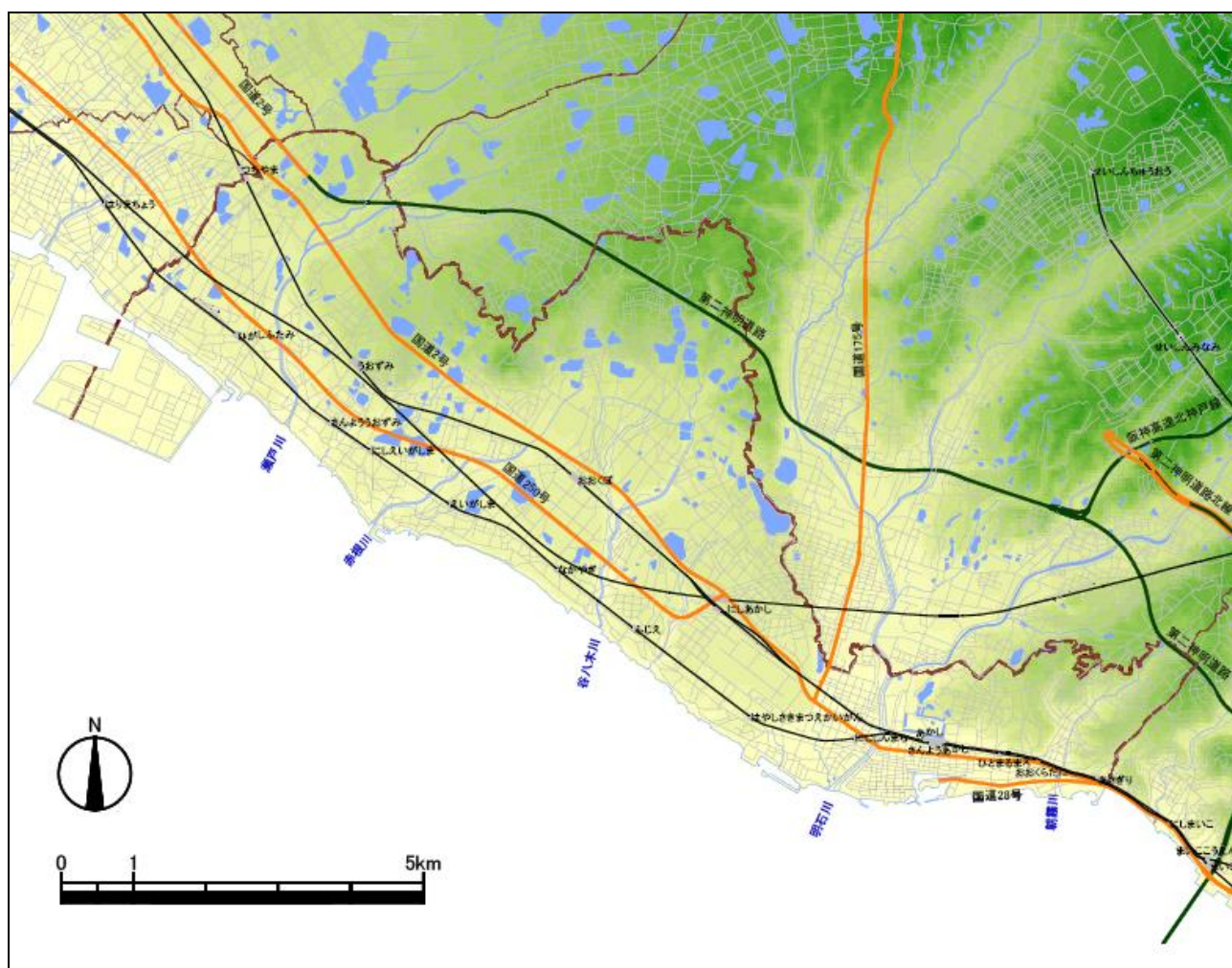
市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形・位置・河川

明石市は兵庫県の中南部、淡路島と向きあう瀬戸内海沿岸に位置している。東は神戸市に、西は稲美町、加古川市、播磨町に接している。

現在、市の面積は49.41 km²、周囲は60.4 kmあり最長距離は、東西15.6 km（海岸線は15.9 km）、南北で9.4 kmあり、東西に細長いまちを形成している。

河川については、比較的短く緩やかな勾配で、朝霧川、明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川などが瀬戸内海に流れ込んでいる。



(2) 気候

本市の年平均(2020 年～2024 年)気温は、16.6℃であり県内では、比較的温暖である。

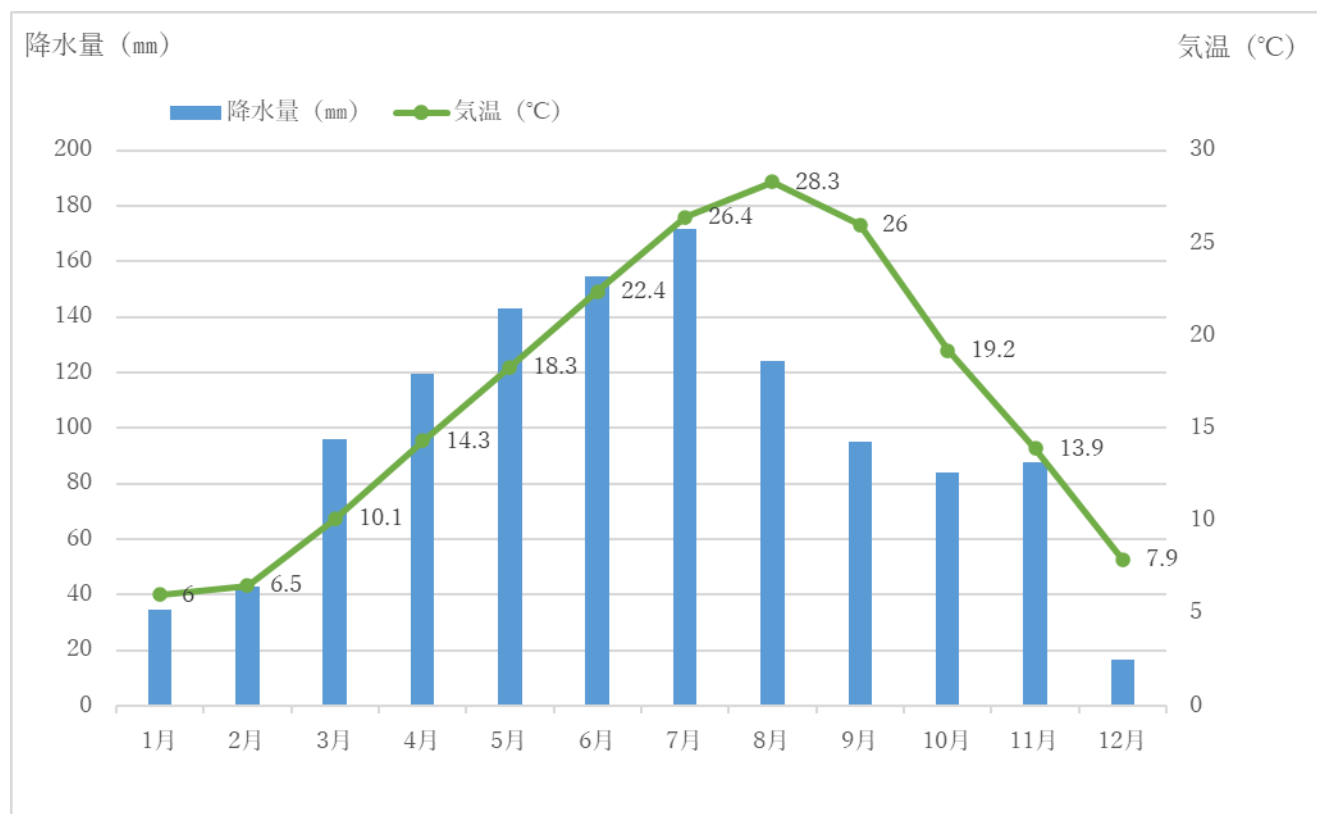
降水量については、県播磨南東部に位置する本市は、淡路島や県北部と比べて少なく、年間では季節別にみると、冬季の降水量が少ないのが特徴である。暖候期の降水量は、梅雨期と秋の台風期に多い。大雨は、台風、梅雨前線、秋雨前線、低気圧又は雷雨によって4～11月の期間にもたらされるが、なかでも台風、梅雨の影響を受ける5～7月が特に多い。

雪は2～3月初めにかけて降ることもあるが、大規模な積雪はない。風は冬季に西よりの季節風が強い。

湿度については、12～5月にかけて低く、最小湿度は春に記録されることが多い。また渇水期は夏と冬にある。

【2020～2024 年 明石市の月別降水量及び平均気温】（気象庁ホームページより）

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	全年
平均降水量mm	34.7	43.0	96.2	119.7	143.2	154.7	171.5	124.3	95.1	84.2	87.6	16.6	1170.8
平均気温℃	6.0	6.5	10.1	14.3	18.3	22.4	26.4	28.3	26.0	19.2	13.9	7.9	16.6

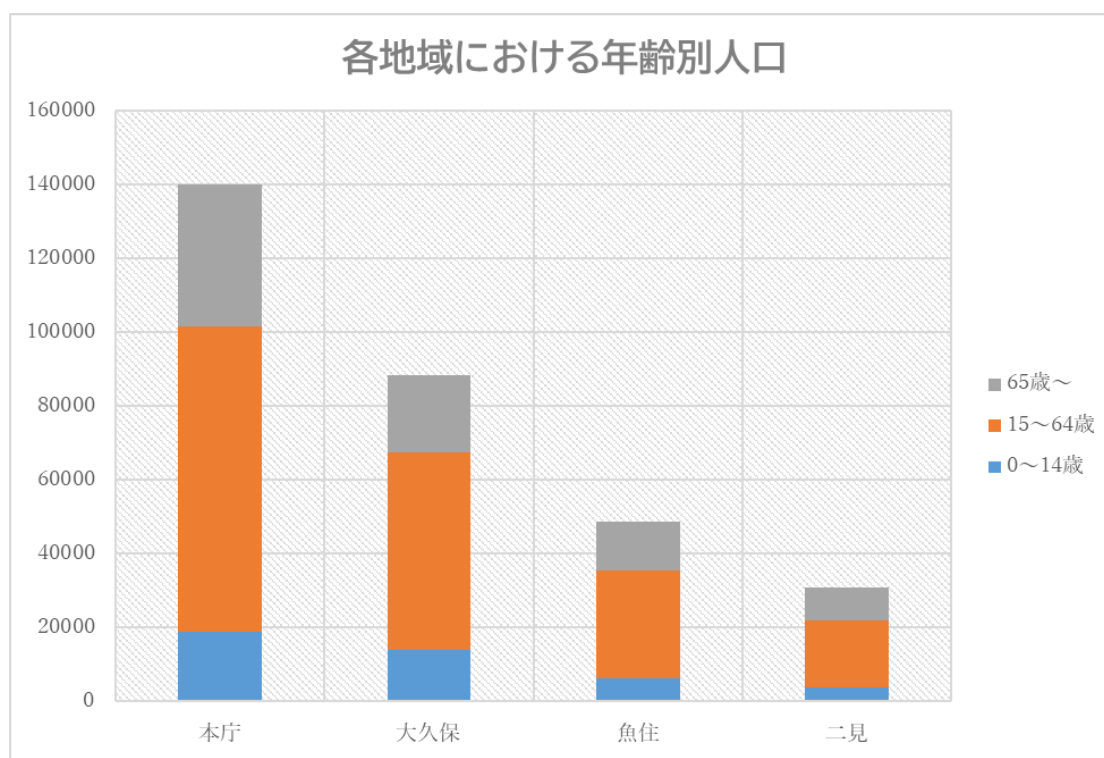


(3) 人口分布

令和2年国勢調査速報値人口からの推計によると、本市の人口は、307,094人である。市内で最も人口の多いのが本庁地域（139,570人）であり、本庁地域だけで市人口全体の45.4%を占めている。

年齢別に見ると、市全体において15歳未満が総人口に占める割合は、14.1%、15～64歳の人口は59.8%、65歳以上の人口は26.1%となっている。65歳以上の全国平均は29.1%であり本市は、全国平均より3.0ポイント低くなっている。（2025年（令和7年）4月1日現在）

昼間人口については、市全体において、流出人口は、総人口に占める割合が23.7%となっている。また流入人口については、14.1%となっている。したがって9.6%が、隣接地域への従業・通学等によるため本市より流出していると考えられる。（令和2年「国勢調査（夜間人口と昼間人口）」参考）

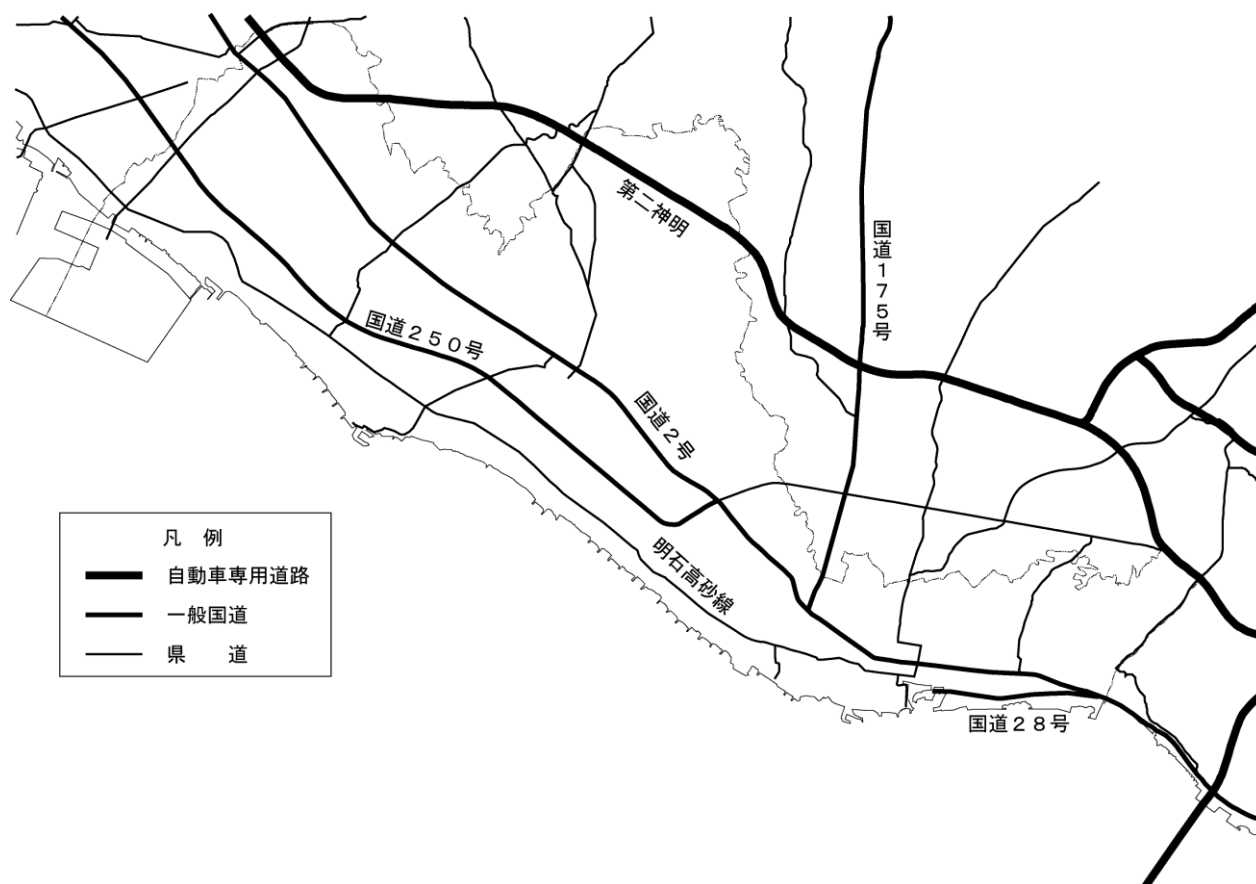


(4) 道路の状況

本市の主道路は、国道 2 号及び国道 250 号、第二神明、県道明石高砂線が東西に走り、また、国道 175 号が北に、本州四国高速道路（神戸淡路鳴門自動車道路）が南にそれぞれ走り、鉄道と一体となって通勤・通学や地域の人々の日常生活の重要な移動手段となっている。

【明石市内道路種別現況】（2025 年（令和 7 年）4 月現在、延長：m）

	路線数		実延長（m）
国 道	国管理分(3)	2 号（和坂交差点以東）	4,575
		175 号	
	県管理分(2)	28 号	2,375
		2 号（和坂交差点以西）	10,879
		250 号	9,362
計			27,191
県 道	15		35,129
市 道	3,292		652,435



(5) 鉄道の状況

明石市内には、西日本旅客鉄道（以下、「ＪＲ西日本」という。）として山陽新幹線のほか、在来線である山陽本線が東西に走っている。また、沿線上に加古川線、姫新線及び播但線が南北に走っている。さらに私鉄では、ＪＲと並行して山陽電気鉄道が走っており、通勤・通学や地域の人々の日常生活の重要な移動手段となっている。

また県内では、公営交通で、神戸市交通局神戸市高速鉄道（神戸市営地下鉄）、第三セクター鉄道として、北条鉄道などが走っている。

【ＪＲ西日本・公営交通・第三セクター鉄道・私鉄】 県計画抜粋

※ 当該路線が県外に及ぶ場合には、起終点及び営業キロを（ ）書きで併記している。また、備考欄市内・県内通過分は、域内実距離（地図上測定による概数）である。

管 轄	線 名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
ＪＲ西日本 神戸支社	山陽新幹線	新神戸 (新大阪)	相 生 (博多)	75.5 (622.3)	複	電化	市内通過分は約10.2km 【市内停車駅名】 西明石
	山 陽 本 線	神 戸	上 郡 (門 司)	89.6 (512.7)	複々 複	〃	市内通過分約15.2km 複々―神戸～西明石22.8km 複―西明石以西 77.0km 【市内停車駅名】 朝霧・明石・西明石・大久保 ・魚住・土山
		兵 庫	和田岬	2.7	単	〃	平成13年7月1日電化
	加 古 川 線	加古川	谷 川	48.5	〃	〃	平成16年12月19日電化
	姫 新 線	姫 路	上 月 (新見)	50.9 (158.1)	〃	非電化	県内通過分は55.3km 姫路～上月高速化
ＪＲ西日本 福知山支社	播 但 線	姫 路	和田山	65.7	単	一部 電化	電化―寺前以南29.6km 非電化―寺前以北36.1km 姫路～寺前電化・高速化 平成10年3月14日完成・開業
神戸市交通局	山 手 線	新神戸	新長田	7.6	複	電化	
	西 神 線	新長田	名 谷	5.7	〃	〃	
	西神延伸線	名 谷	西神中央	9.4	〃	〃	
	海 岸 線	新長田	三 宮・ 花時計前	7.9	〃	〃	平成13年7月7日開業
北 条 鉄 道 (株)	北 条 線	北条町	栗 生	13.6	単	非電化	昭和60年4月1日開業

管轄	線名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電 化 非電化	備 考
山陽電気鉄道(株)	本 線	西 代	姫 路	54.7	複	〃	市内通過分約14.3km 【市内停車駅名】 大蔵谷・人丸前・山陽明石・ 西新町・林崎松江海岸・藤江 ・中八木・江井ヶ島・西江井 ヶ島・山陽魚住・東二見・西 二見
	網 干 線	飾 磨	網 干	8.5	単	〃	



(6) 港湾の状況

兵庫県内には、国際戦略港湾である神戸港及び国際拠点港湾である姫路港、重要港湾である尼崎西宮芦屋港及び東播磨港のほか、26の地方港湾が所在している。

地 域	区 分				管理者
	国際戦略港湾	国際拠点港湾	重 要 港 湾	地 方 港 湾	
神戸地域	神戸港				神戸市
阪神地域			尼崎西宮 芦屋港		兵庫県
播磨地域		姫路港			兵庫県
			東播磨港		兵庫県
				明石港、江井ヶ島港、相生港、坂越港、赤穂港、古池港、家島港	兵庫県
但馬地域				津居山港、竹野港、柴山港	兵庫県
淡路地域				岩屋港、淡路交流の翼港、浦港、津名港、洲本港、由良港、阿万港、福良港、津井港、湊港、都志港、山田港、江井港、郡家港、室津港	兵庫県
				古茂江港	洲本市
計	1	1	2	26	—

(7) 自衛隊施設の状況

兵庫県内には、陸上自衛隊駐屯地、海上自衛隊基地、自衛隊病院等が所在している。

陸上自衛隊については、東海・北陸・近畿・中国・四国地区2府19県を管轄する中部方面隊の総監部や、近畿2府4県を管轄する第3師団の司令部が所在している。

区 分	名 称	所在地	主な部隊等
陸上自衛隊	伊丹駐屯地	伊丹市	・ 中部方面総監部 ・ 第36普通科連隊
	千僧駐屯地	伊丹市	・ 第3師団司令部 ・ 第3後方支援連隊
	姫路駐屯地	姫路市	・ 中部方面特科連隊 ・ 第3高射特科大隊
	青野原駐屯地	小野市	・ 第8高射特科群
海上自衛隊	阪神基地隊	神戸市東灘区	・ 第42掃海隊
共同機関	自衛隊阪神病院	川西市	—
	兵庫地方協力本部	神戸市中央区	—

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

なお、市内における具体的な事態の想定や、市の地理的、社会的状況を踏まえた留意点等については、今後も国や県からの情報も踏まえ、関係機関と連携しながら、研究・検討していく。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。また、県国民保護計画では、国の基本指針において想定されている武力攻撃事態を対象としており、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

① 着上陸侵攻

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

③ 弾道ミサイル攻撃

④ 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。また、県国民保護計画では、国の基本指針において想定されている緊急対処事態を対象としており、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム破壊

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、平素の業務等について定める。

1 初動体制の整備

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

① 即応体制の整備

市は24時間即応可能な体制を確保するため、通常時は、消防局を通じて職員が速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制を維持する。情勢緊迫時は、職員により24時間即応可能な体制を整備する。

② 消防局との連携強化

消防局より市民等への初動連絡ができるよう、防災行政無線の遠隔操作機を消防局に設置する。

(3) 幹部職員等への連絡

市は、緊急時には、緊急情報伝達システムを利用し、防災配備指令伝達体制をもって、幹部職員等への緊急連絡を行う。

(4) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

2 消防機関の体制

(1) 消防局における体制

消防局は、市における参集基準等と同様に、消防局における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難市民等の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域の市民等の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の委員を通じての調整等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当局部（担当局部名、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部課等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

(2) 消防局の連携体制の整備

市は、消防局の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市域の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部課等について最新の情報を常に整備する。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防局とともに、災害拠点病院、夜間休日急病センター、救急救命センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難市民等の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、市域の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等との連携

(1) 自主防災組織等との連携

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等との連携

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、停電等に備えた非常用電源の確保など、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 情報通信機器等の活用

市は、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及び緊急時情報ネットワークシステム（E m－N e t）等を活用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備に努める。
	・無線通信ネットワークの整備、拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間、休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集、連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、市民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び非常通信（簡易無線機）、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割、責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・市民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

※非常通信（簡易無線機）とは、地震、台風等、他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持を行う場合に限って使用する。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の維持・管理

市は、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を、市民等に瞬時かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を通じて、防災行政無線等により市民等に伝達できるよう維持・管理に努め必要に応じて整備を図る。

(3) 市民等に対する情報伝達手段の整備

市は、市民等に対する情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、携帯電話、スマートフォンのメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「防災ネットあかし」「エリアメール・緊急速報メール」の利用促進を図る。

(4) 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等（神戸海上保安部及び加古川海上保安署をいう。以下同じ。）との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの市民等への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民等に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難市民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

様式第1号（第1条関係） 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） 記入日時（ 年 月 日 時 分 ）	
①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	
（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記①～⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救護（物資、医療の提供等）や避難者等の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。 （注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。 （注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 （注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。	

様式第2号（第1条関係） 安否情報収集様式（死亡住民） 記入日時（ 年 月 日 時 分 ）	
①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	
（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記①の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救護（物資、医療の提供等）や避難者等の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。 （注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。 （注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。 （注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。	
⑫同意回答者名	連絡先
同意回答者住所	続柄
（注5）⑫の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。	

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集、報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分

明石市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民等の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、市民等に対し訓練への参加を要請する場合は、訓練の趣旨を事前に説明するとともに、訓練の時期、場所等は、市民等が自発的に参加しやすいものとなるよう努める。この際、訓練への参加の強制は行わない。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる自発的訓練の実施の啓発に努める。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難、救援に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難市民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

① 避難支援のための体制等の検討

明石市地域防災計画の援護部要配慮者対策班を基本に、避難行動要支援者を支援するための体制及び役割分担等を検討する。

また、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

② 高齢者、障害者等の日常的把握

市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努める。

また、個人情報の取扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障害者等の状況を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

③ 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障害者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努める。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット等を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努める。

④ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難市民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防局、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難市民等の誘導を行うとともに、高齢者、障害者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援の活動内容

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整のうえ定めておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難市民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
- ④ 飛行場 (飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)
- ⑤ ヘリポート (ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など)

(2) 避難候補路の把握及び維持管理等

市は、武力攻撃事態等における避難市民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域の避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努める。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り航空輸送を確保する。

5 一時集合場所の指定

市は、避難市民等の誘導や運送の拠点となる、市立小・中学校（42箇所）を、一時集合場所とする。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報の提供や施設管理者の同意の取得などについて県に協力するとともに、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により共有し、県と連携して市民等に周知する。

また、施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難市民等の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

7 医療体制の整備

(1) 災害救急医療システムの充実

市は、民間の医療機関を含むその区域における医療資源を把握し、救護所の設置、救護班の派遣、救護班の要請及び受け入れ、被災患者の受け入れ、医療機関相互の応援など、特に初動期の対応が迅速に行えるよう、平素から災害拠点病院、地域の病院、医師会等との連携を図る。

第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

参考【生活関連等施設について】

生活関連等施設とは、①国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、②その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、国民保護法施行令で定めるもの

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民等の避難や避難市民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、市は、これらについては、地域防災計画に定めている備蓄体制を踏まえ、備蓄する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

参考【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民等が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民等に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民等向けの研修会、講演会等の実施に努める。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民等への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発と連携した啓発の実施

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携して実施し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら市民等への啓発を行う。

(3) 学校における啓発

市教育委員会は、県教育委員会とも連携しながら、市立学校等において、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成など、これまでの防災教育の取組みの成果等を踏まえ、啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民等への周知を図る。

(2) 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民等がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民等に対し周知するよう努める。

(3) 市は、日本赤十字社、県、消防局などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

- (4) 平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して各事業所等に対する啓発にも努める。
- (5) 市は、特定の人種、信条、性別、社会的身分等に属する者等に対し、武力攻撃事態等に起因する誹謗中傷、暴力その他一切の侵害行為が生じるおそれのある場合には、県警察等関係機関と連携して不測事態の発生を未然に防止するよう努めるとともに、平時からこれを未然に防止するための啓発活動を行うものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生や、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

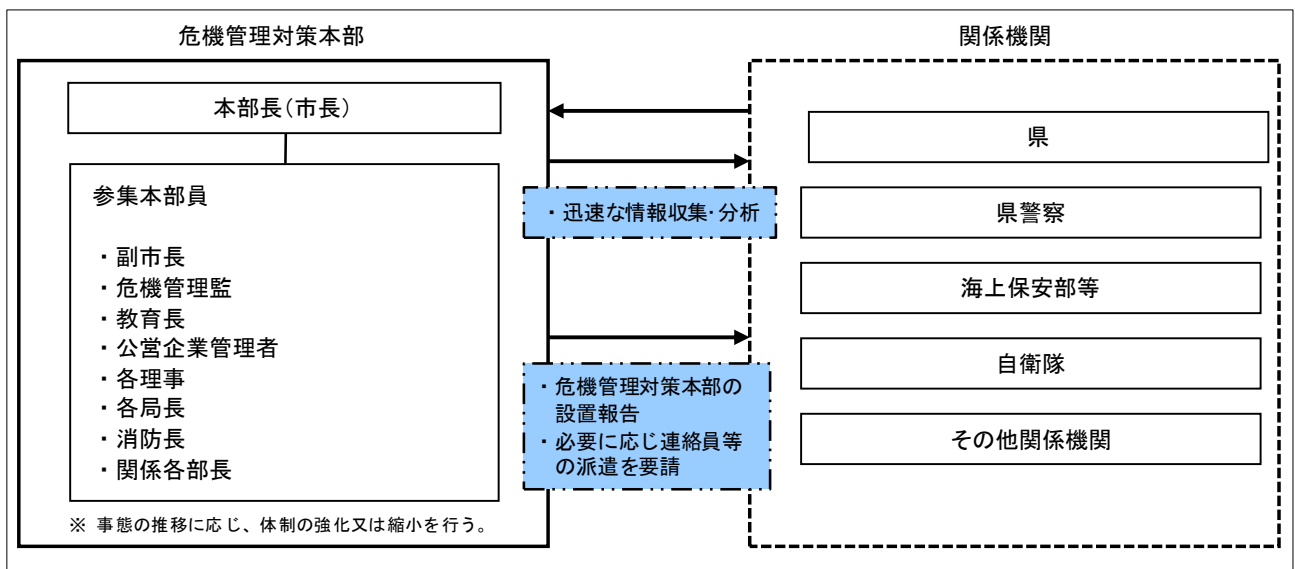
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 危機管理対策本部等の設置

市は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、速やかに県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部（本部長：市長）」又は「危機管理連絡会議（会長：副市長）」を、それぞれ以下の基準により設置する。

なお、市民等からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するとともに、消防局においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立する。

【市危機管理対策本部の構成等】



(1) 危機管理対策本部

① 設置基準

- ア 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合
- イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に市対策本部設置の指定がないとき
- ウ その他、市長が必要であると認める場合（隣接市町などにおいてアの事案が発生した場合など）

② 組織構成

【危機管理対策本部組織】

区 分	職 名
本 部 長	市長
副本部長	総務局を所管する副市長・他の副市長
本 部 員	教育長、危機管理監、各理事、各局長、消防長、関係各部長
構成員	全職員

※ その他、状況に応じて市長が指名する者

③ 対処の内容

- ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。
- イ 消防局に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行うとともに、必要な指示を行う。
- ウ 現場の消防局による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
- エ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき市の指定の要請を行う。
- オ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(2) 危機管理連絡会議

① 設置基準

- ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した場合で、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるとき
- イ 市外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合

- ウ 市対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき
- エ その他、会長である副市長が必要であると認める場合

② 組織構成

【危機管理連絡会議組織】

区 分	職 名
会 長	総務局を所管する副市長
副会長	危機管理監
構成員	各局長、消防長、関係各部長及び状況に応じて副市長が指名する職員

③ 対処の内容

情報の収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行う。

2 市対策本部との調整

(1) 市対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から市長に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があったときは、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、市対策本部の設置前に、関係機関により消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(2) 市対策本部設置後の調整

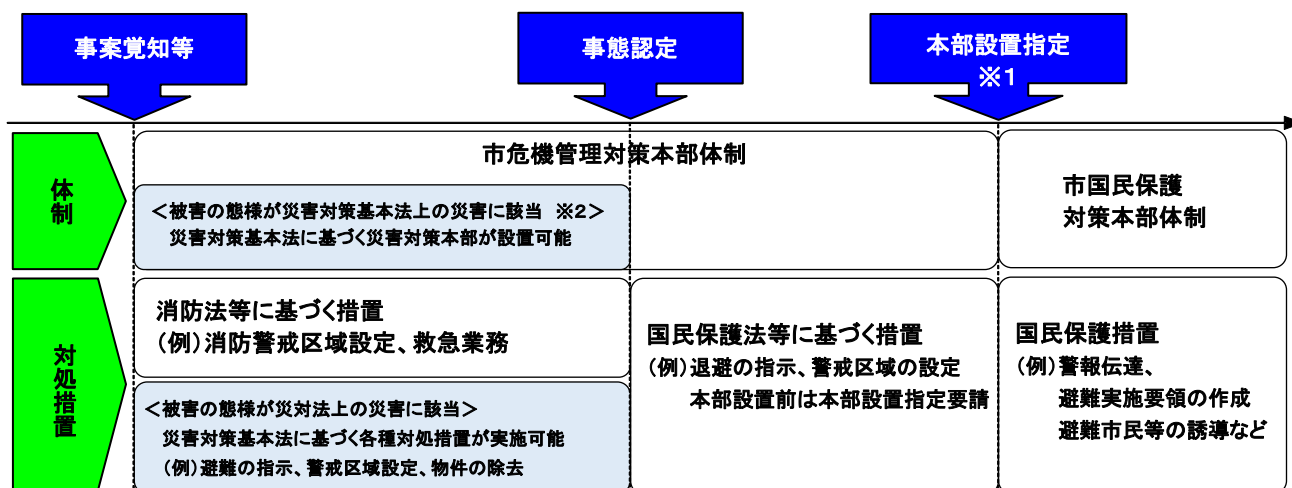
内閣総理大臣から、市対策本部を設置すべき市の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、市長は、遅滞なく市対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

参考【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことにかんがみ、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するもの

とする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係局部に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機管理連絡会議を立ち上げ、又は、危機管理対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能、職員の参集基準等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする）。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、防災配備指令伝達の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

なお、迅速かつ効率的な伝達作業を行うため、非常順次通報装置で呼び出しを行う。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎806会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

また、市外への避難が必要で、市内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

なお、市長は、市対策本部の設置の有無にかかわらず、国民保護措置を実施することができる。

(3) 市対策本部における決定内容の指示

市対策本部における決定内容等を踏まえて、各局部において措置を実施するものとする。市対策本部には、各局部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

市対策本部の事務分掌

- ① 担当する部課については、明石市地域防災計画に準ずるものとする。
- ② 各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。

部	分 掌 事 務
対 策 本 部 事 務 局 (総合安全対策室)	①対策本部の設置、閉鎖等に関すること ②本部会議の開催に関すること ③関係機関との連絡調整に関すること ④県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊派遣要請に関すること ⑤武力攻撃災害活動期に応じた他班・他部への協力に関すること
総 務 部	①対策本部への協力に関すること ②職員配備状況の把握、調整、派遣等に関すること ③武力攻撃災害活動に関する情報処理に関すること ④外国人への人権保障に関すること ⑤その他、他の部・班の所属に属さないこと
広 報 部	①報道機関との連絡、放送要請等に関すること ②武力攻撃災害広報活動、広報等に関すること ③関係機関、市民等に対する武力攻撃災害情報の伝達に関すること ④防災行政無線等に関すること
調 査 部	①武力攻撃災害活動に係る庁舎施設等の管理に関すること ②公用自動車の配車調整に関すること ③武力攻撃災害への対処用物資（食糧を除く。）の調達、検収等に関すること

部	分 掌 事 務
消 防 活 動 部	①被害状況の収集、報告に関すること ②市民等の避難誘導に関すること ③退避の指示及び警戒区域の設定に関すること ④被災地の警備、警戒等に関すること ⑤被災者の捜索、救出、保護等に関すること ⑥要配慮者等の支援活動に関すること
援 護 部	①社会福祉協議会とボランティアの受入及び動員に関すること ②要配慮者対策に関すること
避 難 部	①避難所の開設、運営に関すること ②武力攻撃災害による炊出しの応援に関すること ③学校施設、社会教育施設等の武力攻撃災害への対処、応急復旧等に関すること ④児童生徒の被災状況の調査に関すること
活 動 部	①所管する公共施設等の被災状況、武力攻撃災害への対処状況、復旧状況等の情報収集、報告に関すること ② 避難誘導、指示等に関すること
上 下 水 道 部	①水道関連施設の警備、点検に関すること ②給水活動に関すること ③水道施設の武力攻撃災害の復旧に関すること
支 援 部	①管内の被災状況、武力攻撃災害への対処実施状況等の収集、報告等に関すること ②安否情報の収集、報告に関すること ③避難市民等の食糧・物資の調達・配付に関すること ④炊出しの実施等救援に関すること ⑤市民等の生活の安定に関する措置の実施に関すること ⑥死体の収容、埋火葬等に関すること
医 療 部	①救護所の開閉に関すること ②医師会、市民病院、その他医療機関等との連携に関すること ③感染症対策に関すること
環 境 部	①武力攻撃災害により生じた廃棄物の総合的な処理の企画及び実施に関すること ②武力攻撃災害に係る感染症対策活動に関すること

(4) 市現地対策本部の設置

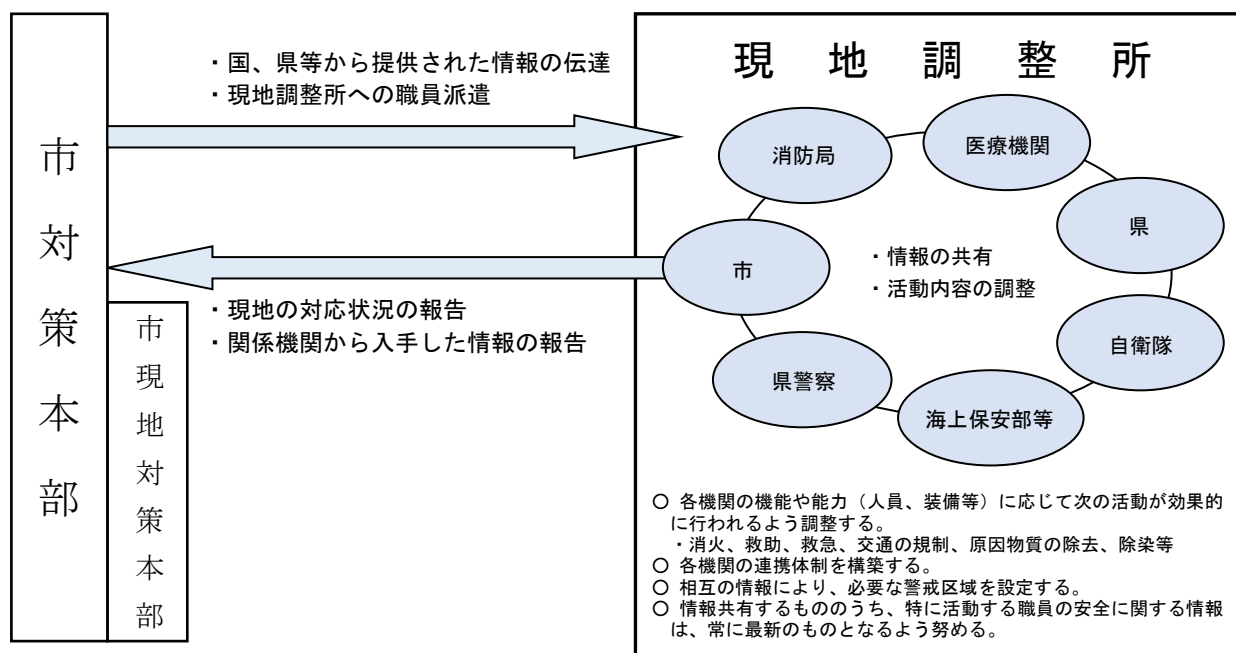
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて、現場における関係機関（県、消防局、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）市対策本部長が指名する者に関係機関との情報共有及び活動調整を行わせる。

【現地調整所の組織編成】



① 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。この際、近傍に公共施設がある場合には、それを利用するよう努める。

② 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。

③ 他の対処に当たる機関が、既に現地調整所を設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる。

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市域の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 動員の実施

(1) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
1号 危機管理連絡会議体制	総務局を所管する副市長、危機管理監、各局長、消防長、各関係部長及び状況に応じて副市長が指名する職員が参集
2号 危機管理対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集
3号 市対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	市の全局部での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	1号
	市の全局部での対応が必要な場合 ・現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合 ・現場からの情報はないが、市長が危機管理対策本部の設置を必要と認めた場合	2号
事態認定後	市対策本部設置の通知がないが、市の全局部での対応が必要な場合 ・現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合 ・現場からの情報はないが、市長が危機管理対策本部の設置を必要と認めた場合	2号
	市対策本部設置の通知を受けた場合	3号

(2) 配備の命令を受けた市職員の行動

- ① 原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備に就く。
- ② 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備に就くことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- ③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、居住地の周辺で大規模な被害が発生し、現場において人命救助活動等が実施されているときは、これに参加し、その旨を所属長に連絡する。ただし、対策本部員、室長等及び課長等は、これにかかわらず、直ちに配備に就く。

- ④ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、交通機関の途絶等のため各所属に赴くことができないときは、それぞれ、あらかじめ定めた最寄りの市の機関に赴き、その機関の長の指示に従って職務に従事する。ただし、対策本部員、室長等及び課長等は、これにかかわらず、直ちに配備に就く。

なお、各機関の長は、緊急に赴いた職員を掌握し、所属長に連絡する。

- ⑤ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合においては、居住地の周辺及び各所属に赴く途上の地域の被害状況等に注視し、これを随時、所属長又は対策本部に連絡する。この場合において、各所属長は、各職員からの連絡で得た情報を速やかに対策本部へ報告する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、非常通信（簡易無線機）等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 情報通信機器等の活用

市は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関その他関係機関への措置要請等

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

特に、以下の事業者に対しては、当該留意事項を踏まえて要請を行う。

① 日本赤十字社

市が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力についての連絡調整等、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

② 運送事業者

運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し避難市民等又は緊急物資の運送を求めようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

③ 医療事業者

医療事業者である指定公共機関や指定地方公共機関に対し医療活動を要請する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) 関係機関に対する協力要請

市は、必要があると認めるときは、関係機関との間であらかじめ締結する協定に基づき、関係機関に対し協力を要請する。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて兵庫地方協力本部長又は協議会委員たる隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。この場合において、市長は知事に対して、できるだけ速やかに当該連絡をした旨を通知する。

② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所にお

いて緊密な意思疎通を図る。

5 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県職員の派遣要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(2) 指定行政機関及び指定地方行政機関等の職員の派遣要請等

① 職員の派遣要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。

ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合については、直接要請を行う。

② 職員派遣のあっせんの求め

市長は、①の職員の派遣を要請しようとした場合に、要請が受け入れられなかったり、派遣について適任者がいないときに、知事に対し、①の職員の派遣についてあっせんを求める。

(3) 他の市町職員の派遣要請等

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、他の市町長に対し職員の派遣を要請する。

また、(2)－②の場合と同様に、知事に対しあっせんを求める。

7 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

① 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる市民等による避難市民等の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティアの安全の確保

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、ボランティアに協力を求める場合であっても、危険を伴う地域で活動したり、危険な業務に携わったりすることのないよう留意する。

(3) ボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等が効果的に発揮されるよう必要な支援を行う。

(4) ボランティア受入窓口の設置

市は、災害ボランティアセンターなど、ボランティアの受入窓口を設置する。この場合においては、市対策本部と相互に緊密な連携をとれるよう努める。

(5) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、市民等、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9 市民等への協力要請

市は、次に掲げる国民保護措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。また、企業や公共的団体に対し、市民への協力要請に準じて、企業・団体の自衛防災組織による消火や資機材の提供、避難市民等の誘導や救援に関する措置等への協力を要請する。この場合において、市は要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、この協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならない。

○ 避難市民等の誘導

○ 避難市民等の救援

○ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

○ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

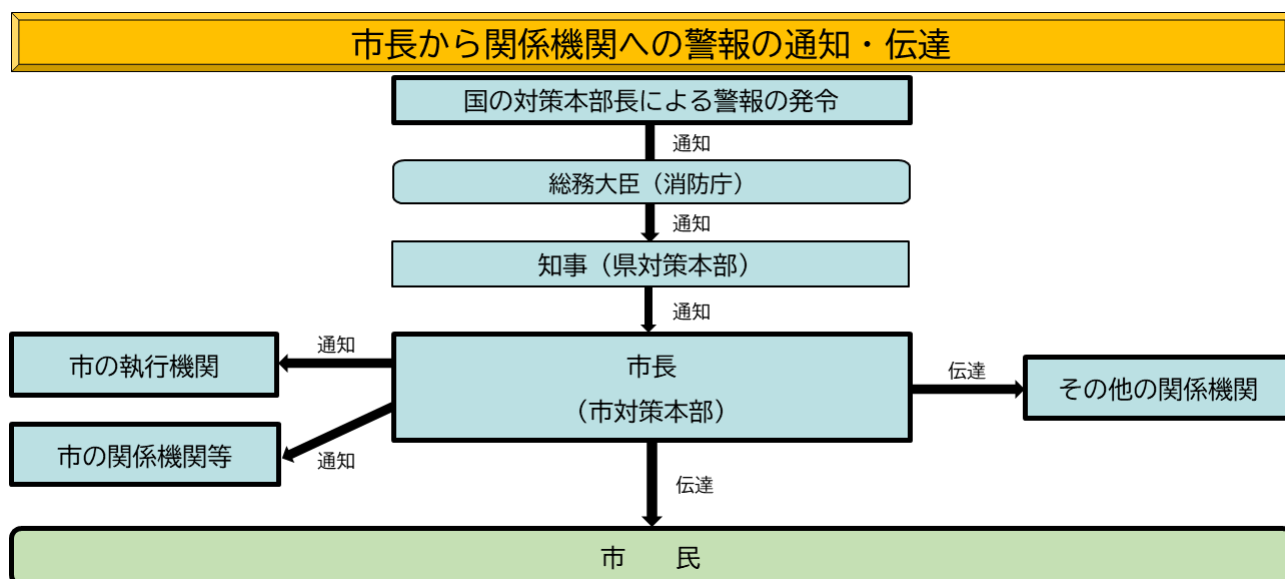
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係のある団体（自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市民病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.akashi.lg.jp/>）に警報の内容を掲載する。

市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。



※ 市長は、ホームページ（<https://www.city.akashi.lg.jp/>）に警報の内容を掲載

※ 警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか広報車を活用することなどにより行う。

2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m－n e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民等に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m－n e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- (2) 市長は、消防局や消防団と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 市は、警報の伝達を行う場合においては、工場、大規模集客施設、事業所その他の多数の者が利用する施設に対する伝達について配慮する。

(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。

また、総務部・援護部との連携の下で、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

① 聴覚障害者に対しては目に見える情報を、視覚障害者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。

② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育所等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。

③ 自主防災組織や自治会等の自主的な協力を得て、高齢者、障害者等が居住する世帯、とりわけ高齢者等の独居世帯に対して、戸別に警報の伝達を行うよう努める。

④ 日本語の理解が十分でない外国人に対しては、外国語ホームページでの発信や、FM放送の協力を得て、多言語で警報の内容を発信するほか、必要に応じて、外国人団体及びN G O等の関係団体に対して情報を提供するなど、警報の伝達が円滑に行われるよう努める。

(5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

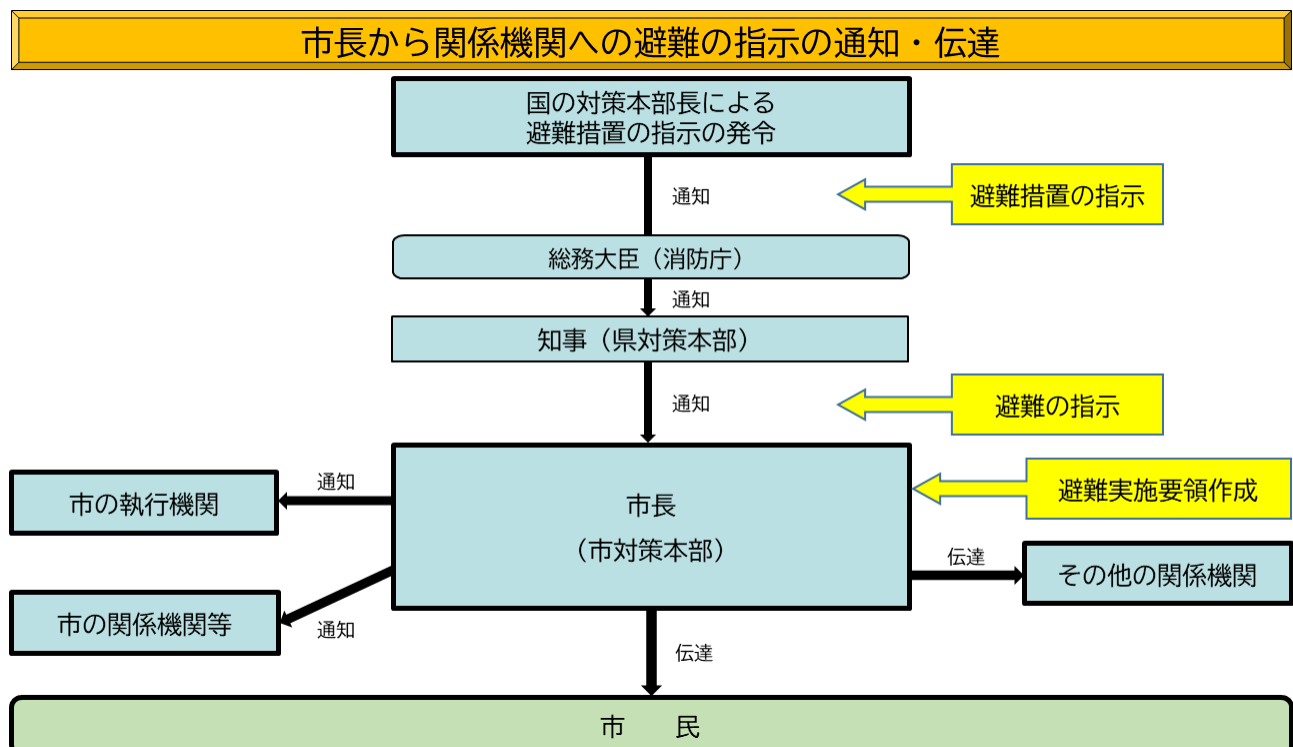
第2 避難のための誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難市民等の誘導を行う。市が市民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難市民等の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難市民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を市民及び関係ある団体に対して迅速に伝達するとともに、避難の指示に従い落ち着いて行動するよう要請する。

避難の指示の流れについては次のとおり。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防局、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領は簡潔な内容とする場合もある。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

参考【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難市民等の誘導の実施方法、避難市民等の誘導に係る関係職員の配置その他避難市民等の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

参考【避難実施要領の記載項目】

① 要避難地域及び避難市民等の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

③ 一時集合場所及び集合方法

避難市民等の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣市民等間での安否確認等、集合に当たっての避難市民等の留意すべき事項を記載する。

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難市民等の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難市民等へ、食糧・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難市民等の携行品、服装

避難市民等の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

① 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)

(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

③ 避難市民等の概数把握

④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

⑤ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

参考【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

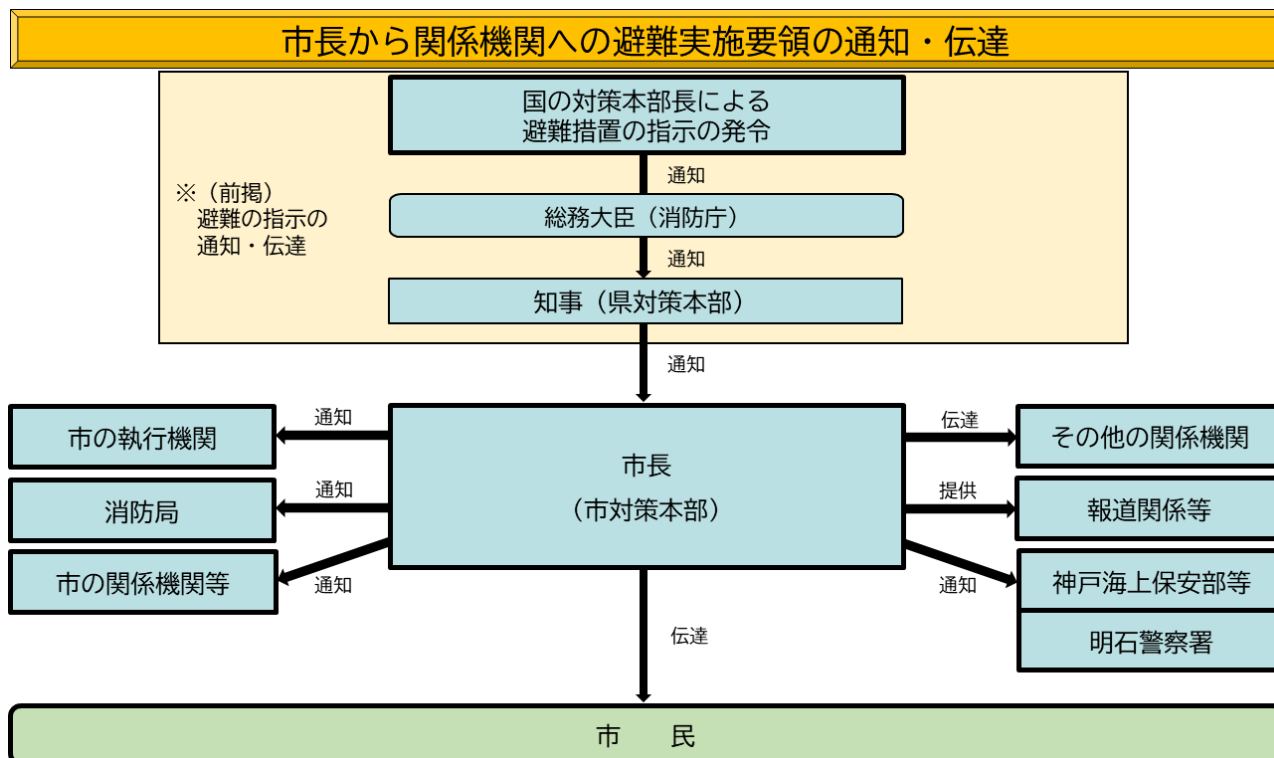
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民及び関係のある団体に伝達する。その際、市民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、明石警察署長、神戸海上保安部長等（神戸海上保安部及び加古川海上保安署の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊兵庫地方協力本部長等に通知する。さらに管轄する県地方対策本部長（東播磨県民局長）にも併せて通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難のための誘導

(1) 市長による避難市民等の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難市民等及び誘導する職員等の安全の確保に十分に配慮のうえ、避難市民等を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど市民等の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防局及び消防団の活動

消防局は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う

等保有する装備を有効に活用する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難市民等の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員、消防局および消防団のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、明石警察署長、神戸海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難市民等の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

警察官等が避難市民等の誘導を行う場合に明石警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

また、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難市民等の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民等に対して、避難市民等の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難市民等の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の救援を行う。

市長は、避難市民等の心理を勘案し、避難市民等に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難市民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設 の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮

市長は、高齢者、障害者、乳幼児等の避難を万全に行うため、明石市地域防災計

画における援護部要配慮者対策班を基本に避難行動要支援者を支援する体制を整備し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

また、市民病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。残留することにより、危険な事態が発生するおそれのある場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難市民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難市民等の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難市民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難市民等の運送の求め等

- ① 市長は、避難市民等の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難市民等の運送を求める。この場合において、市は、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関等に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。
- ② 原則として、市域内の運送の場合は、市が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して運送を求め、市域を越える運送の場合は、県から運送を求めるものとする。
- ③ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(14) 避難市民等の復帰のための措置

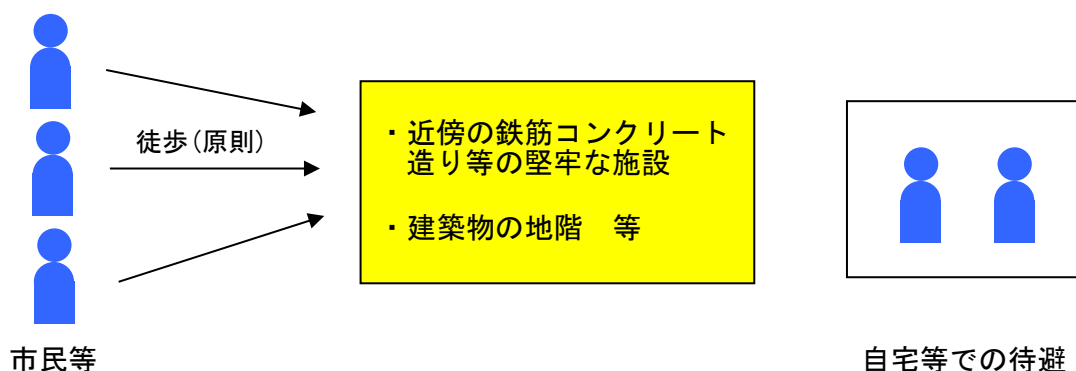
市長は、避難の指示が解除された時は、避難市民等の復帰に関する要領を作成し、避難市民等を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 事態の類型等に応じる対応要領と留意事項

市民等の避難については、武力攻撃事態等の状況により様々な形態により実施することとなるが、避難先地域の区分に応じて、基本的な避難の類型を示す。

屋内への避難

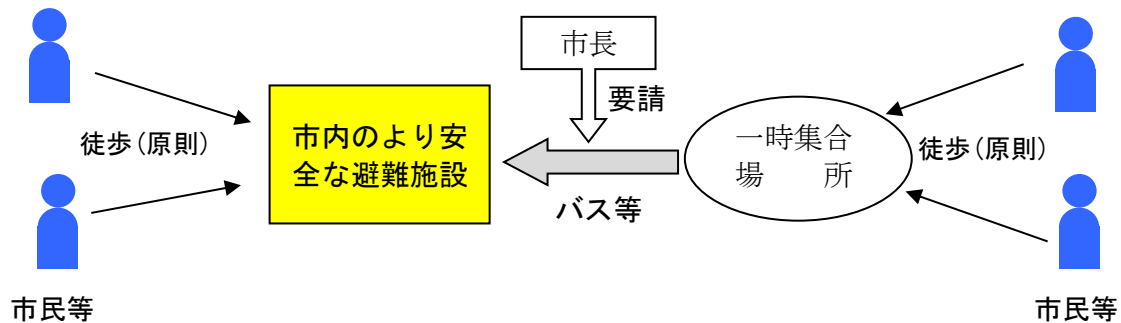
できるだけ近傍の鉄筋コンクリート造り等の堅牢な施設や地下施設に直ちに避難する。



市内の避難

市内において避難する場合は、徒歩を原則として、市内の避難施設に避難する。

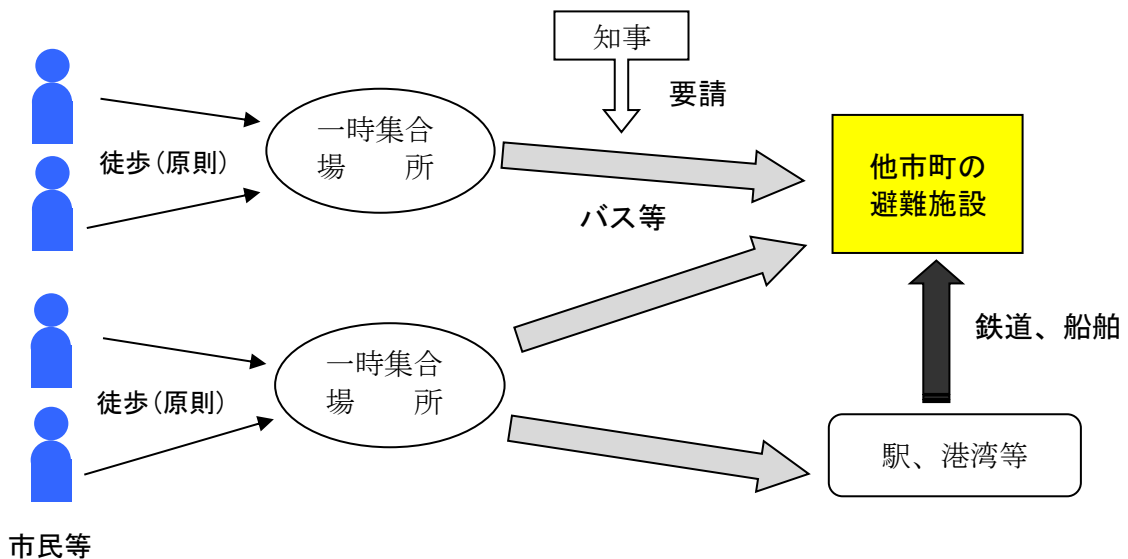
また、市内であっても遠方への避難が必要な場合は、市長が要請したバス等により避難を行う。この場合においては、市民等は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後に、バス等に分乗する。



他市町への避難

他市町へ避難する場合は、市民等は、徒歩を原則として、一時集合場所へ移動した後、知事が要請したバス等により避難を行う。

また、鉄道、船舶等が利用可能な場合は、当該交通手段による避難も行う。



(1) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラや特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の目的や意図により攻撃の様子は様々であるが、通常少人数のグループで行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には狭い範囲に限定される。
- ② 知事による避難の指示が行われた場合は、避難実施要領を定め、当該要避難地域からの避難誘導を迅速に行う。
- ③ 攻撃がまさに行われており、市民等に危害が及ぶ恐れがある地区においては、

市長は、先ず屋内への一時退避を指示する。その後、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、移動の安全を確認した後、関係機関と緊密に連携し、十分な安全処置を講じつつ安全な避難先に移動させる。

- ④ 急襲的な攻撃により、知事による避難の指示を待ついとまのない場合には、当該攻撃が行われた現場の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地区からの退避及び同地区への立入禁止や立入制限を徹底する。

(2) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合においても、発射された段階で攻撃目標を特定することはきわめて困難であり、また、攻撃目標は、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の目的や意図等により変化するとともに、ミサイルの精度により、着弾地点は変化する。さらに、搭載された弾頭の種類により被害の程度や影響が大きく異なる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるものとして対応を行うことを基本とする。

- ② 市長は、国の対策本部長による警報、知事による避難の指示を受けた場合は、防災行政無線等あらゆる手段を併用して、市民等に警報を伝達するとともに、市民等に屋内に避難するように伝達する。その際、できるだけ、近傍の鉄筋コンクリート造りの堅牢な施設や建築物の地階等に誘導することに努める。
- ③ 着弾後は、市長は、弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内避難を継続させる。
- ④ 被害の状況や影響の度合いが判明後、知事から避難の指示を受けた場合は、市長は、避難実施要領を定め当該要避難地域からの避難誘導を迅速に行う。

(3) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合は、広範囲に屋内避難が指示されることから、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

(4) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、避難に伴う調整等が国全体として必要となるため、知事からの具体的な避難の指示を待って行うことを基本とする。

第5章 救援

市長は、県と密接に連携のうえ、避難先地域において避難市民等や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、その実施方法等を以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 知事による事務委任

知事は、下記の事項に該当するときは原則として、その権限に属する救援の実施に関する事務を、市長に委任することとされている。

- ① 市長が当該事務を行うことにより、救援の迅速、的確化が図られること
- ② 緊急を要する救援の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の捜索及び救出等）及び県においては困難な救援の実施に関する事務（学用品の給与等）であること

(2) 救援の実施及び補助

市長は、上記(1)により、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、以下に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、県と密接に連携のうえ関係機関の協力を得て行う。

また、市長は、当該実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 障害物の除去

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断し

たときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難市民等の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市は、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 救援の実施方法

市長が行う救援の基本的な実施方法について定める。

(1) 収容施設の供与

① 避難所の開設

ア 市長は、避難市民等又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受け

るおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に市立中学校及び市立小学校その他の適当な場所に収容し保護する。

イ 避難市民等の心身の状態、居所と避難経路等の避難市民等の状況を優先的に考慮するとともに、避難部体制などを勘案して避難所の開設を行う。不足する場合は、立地条件等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設をはじめ、避難所として追加すべき施設を県に報告するものとし、県は、管理者の同意を得た上で、避難所として位置付けることとされている。

ウ 市は、避難所を開設したときは、開設日時及び場所、箇所数及び収容人員等について、直ちに県に報告する。

② 避難所の運営

ア 避難所には、原則として市職員を配置する。

イ 避難所の運営は、ボランティア等の協力を受け、学校施設においては教職員との連携のもとに行い、その他の施設においては、施設管理者の協力を得ながら行う。また、避難市民等は、その運営に積極的に協力するとともに、自主的運営に努める。

ウ 避難所では施設の安全性や衛生状態の管理に努めなければならない。

エ 食糧、その他緊急物資の配付については、統制を保ち、公平に行わなければならない。

オ 避難所には常に避難者名簿を備え付け、入退所者に関する事項を記録しておくなければならない。

カ 避難所への情報提供は、防災行政無線等により行う。

キ 避難所担当の要員と本庁との連絡は、固定電話、携帯電話、簡易無線機等により行う。

ク 避難所担当の要員に不足を生じた場合は、市長は必要に応じ要員を配置する。

③ 避難の長期化への対応

避難が長期に及ぶときは、避難市民等の健康の保持、生活環境の改善を図るため、避難所の集約を図りながら、仮設住宅の設置及び公的住宅への入居を促進し、避難市民等の生活復旧を図る。

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

① 炊き出しその他による食品の給与

避難市民等又は武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者に対し応急的に炊き出し等による食品の提供を行い、一時的に避難市民等の食生活を確保する。

災害発生直後は、備蓄食糧をもってあてることがとするが、避難が長期化する場合に備え、調達・配送体制を確立し、計画的に実施する。なお、調達方法は、次のとおりとする。

ア 市の備蓄食糧

・ アルファ化米

- ・長期保存パン
- イ 緊急用調理済食糧
 - ・県民局を通じての救援食糧
 - ・供給協定を締結した量販店等からの調達
 - ・学校給食の納入業者からの調達
- ウ 炊き出し
 - ・小学校給食調理室、コミセン等公共施設の調理室、民間施設を活用し、市民等、ボランティアの協力を得ながら、炊き出しを行う。

② 飲料水の供給

武力攻撃災害の発生により、水道等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたこと等により、現に飲料水に適する水を得ることができない避難市民等に対し、必要な飲料水を供給する。

ア 運搬給水

水道部所管の全車両（四輪車 33 台）をもって活動にあたる。給水用として、給水車 2 台（3,000ℓ：1 台、2,000ℓ：1 台）、給水タンク 5 基（2,000ℓ：1 基、1,000ℓ：4 基）、ポリタンク、給水用ポリ袋及び給水パック製造機等により、被災者に対し供給する。

イ 拠点給水

- ・浄水場（3 箇所）、配水場（3 箇所）を基に拠点給水を行う。
- ・管路の被災状況に応じ、可能な限り、市内に分散している消火栓等を利用した給水拠点を拡大していく。

ウ 飲料水兼用耐震性貯水槽

地域防災公園等に整備されている（整備済 9 基）飲料水兼用耐震性貯水槽により給水する。1 基あたり 100m³（100,000ℓ）の貯水量であり、これは一人 1 日に必要な量を 3ℓとして 3 日分給水するとすれば、約 11,000 人分をまかなうことができる量である。

③ 給水応援

ア 市は、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、応急給水用資機材を保有、調達して相互応援等を行う。

イ 市は、必要な人員、資機材等が不足するときは、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。

- ・給水を必要とする人員
- ・給水を必要とする期間及び給水量
- ・給水する場所
- ・必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- ・給水車両借上げの場合は、その必要台数
- ・その他必要な事項

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し直ちに日常生活を営むことが困難となった避難市民等に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与し、一時的に避難市民等の生活を安定させる。

市は、緊急物資が不足し、必要があると認めるときは、県に供給あつせんを要請する。

① 被服、寝具その他生活必需品の品目

災害のため、給与又は貸与する生活必需品等の物資は、日常生活に最小限必要なもので、以下に例示する。

ア 防水シート

イ 毛布

ウ 外着（普通衣、作業衣、婦人服、子供服等）

エ 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）

オ 日用品（タオル、石鹸、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）

カ 医薬品（かぜ薬、胃腸薬等）

キ その他（生理用品、紙おむつ、ガスボンベ等）

② 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の方法

対象者を的確に把握し、計画的な配給を行う。

ア 備蓄倉庫からの配送

供給班は、物資の供給が必要な避難所等へ、備蓄倉庫から必要な数量を、公用車等で配送する。

イ 供給協定締結事業所からの配送

供給班は、供給協定締結事業所に要請し、物資の供給が必要な避難所等へ配送させる。

ウ 運送業者への委託等

大規模災害の場合、物資の供給が必要な避難所が数多くなり、また毛布などのように大量の物資をひとときに配送する必要があるため、供給班の配送能力だけではまかないきれない事態が予想される。そのため、運送業者等との間に災害時における配送協定を締結するなど、円滑な配送体制を確立する。

また、供給班の担当要員に不足が生じたときは、市長は別途要員を配置する。

(4) 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず医療又は分娩の途を失った市民等に対し、応急的な医療又は助産を提供する。

① 市民病院

ア 地域の基幹病院としての医療活動体制を確立する。

イ 武力攻撃災害時の救援救護体制を確立する。

ウ 救護班を編成、派遣する。

エ 十分な医療活動ができない場合、自治体病院間の相互応援協定に基づき、応援要請を行う。

② 被災状況の把握

援護部救護対策班は、医師会、医療部、健康福祉事務所との連携のもと、医療機関の被災・稼動状況の把握を行い、総務部庶務班へその情報を伝える。

③ 救護所の設置

次の場合、応急的に救護所を設置し、医療部及び援護部救護対策班は、救護班を編成、派遣し、負傷者、疾病者の救急医療活動を実施する。救護所は下記の場合その他被災者の多い地点に設置する。

ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下または停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

救護所設置場所	所在地
錦 城 中 学 校	上ノ丸3丁目1-11
朝 霧 中 学 校	大蔵谷奥4-1
大 蔵 中 学 校	西朝霧丘4-7
衣 川 中 学 校	南王子町7-1
野々池中学校	沢野1丁目3-1
望 海 中 学 校	西明石南町1丁目1-33
大 久 保 中 学 校	大久保町大久保町200
大 久 保 北 中 学 校	大久保町大窪2030
高 丘 中 学 校	大久保町高丘5丁目14
江 井 島 中 学 校	大久保町西島680-5
魚 住 中 学 校	魚住町清水364
魚 住 東 中 学 校	魚住町金ヶ崎1687-14
二 見 中 学 校	二見町西二見594

④ 医薬品等の確保

医薬品の備蓄あるいは薬剤師会との連携により、緊急時の医薬品の確保に努める。

⑤ NBC攻撃の際に特に留意すべき事項

消防局は、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り早期に患者を除染し、速やかに適切な医療機関に搬送するなど、使用された化学剤の特性に応じた救急医療等を行うよう努める。

(5) 被災者の捜索及び救出

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない

場合において、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

市及び消防局は、次の措置を講ずる。

① 市及び消防局は、職員を動員し、県警察等と連携して、負傷者等の捜索、救出活動を行う。

② 市は、救出活動が困難な場合においては、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施を要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする人員、資機材等

ウ 応援を必要とする場所

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要な事項

③ 市及び消防局は、被災市町からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(6) 埋葬及び火葬

武力攻撃災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合などに、遺体の応急的な埋葬及び火葬を実施することにより、遺体が葬られないまま放置されることを防ぐ。

① 埋葬の方法

ア 埋火葬は、正式な葬祭でないことから、原則として、棺等埋葬に必要な物資及び火葬等の役務の提供をもって行う。

イ 市は、武力攻撃災害の状況により必要があるときは、遺体の引渡しが行われた後に、埋火葬を実施する。

② 広域火葬の実施

市は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

市長は知事と連携のうえ、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難市民等に対して、避難所に電話その他の通信設備を設置することにより、避難市民等が無用の不安や混乱に陥ることを防ぐ。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

武力攻撃災害により住家が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしては、応急修

理ができない者の住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、もって居住の安定を図る。

① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等最小限度の日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。

② 市は、建築業者が不足し、又は建築資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあつせん、調達を依頼する。

ア 被害戸数（半焼・半壊）

イ 修理を必要とする戸数

ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量

エ 派遣を必要とする建築業者数

オ 連絡責任者

カ その他参考となる事項

(9) 学用品の給与

避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校、中学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して学用品を給与する。

① 学用品の品目

教科書及び教材、文房具、通学用品

② 学用品給与の方法

ア 市は、その所管する学校及び教育委員会の協力を受け、学用品の調達、配分を行う。

イ 給与の対象となる児童生徒等の確実な人員数を調査把握するため、被災者名簿と当該学校における学籍簿等とを照合するなど、学年別に給与対象人員を正確に把握するよう努める。

(10) 死体の搜索及び処理

① 死体の搜索

避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者（死体）を搜索する。

ア 市は、死体を発見した場合は、速やかに県警察に連絡するものとする。

イ 市は、県警察から死体の引き渡しについて通知を受けた場合は、その引き取りを行う。

② 死体の処理

武力攻撃災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体識別等

のため洗浄、縫合、消毒の処置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施する。

ア 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検案等の役務の提供を内容とし、死者に遺族のない場合は、市は県と連携のうえ、死体の処理に必要な物資の調達から処理に関する全ての措置を実施する。

イ 検案は、原則として監察医において行うこととするが、民間の開業医によって行われた場合には、その医師に対して費用の限度内で実費を弁償する。

(11) 障害物の除去

武力攻撃災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対し、これを除去することにより、その被災者を保護する。

① 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場、便所等生活に欠くことのできない場所又は玄関に運び込まれた障害物を除去する。

② 市は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。

ア 除去を必要とする住家戸数

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

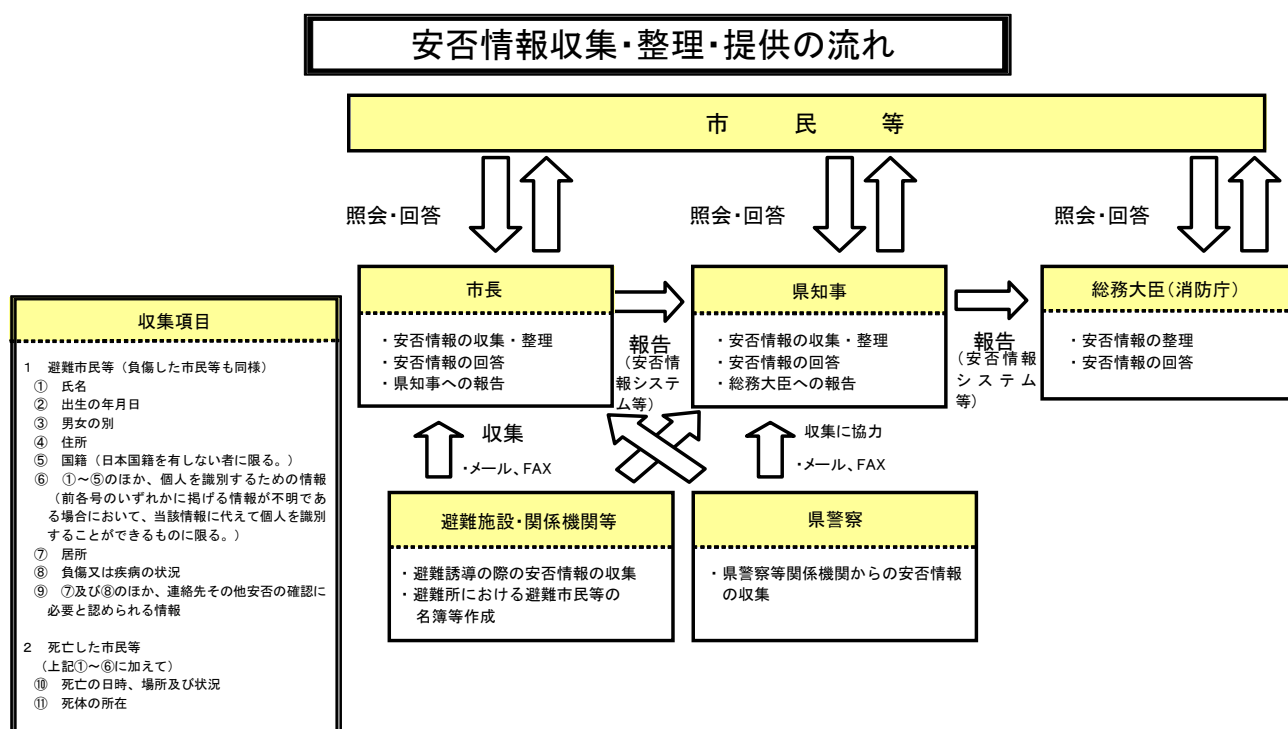
オ 除去した障害物の集積場所の有無

カ その他参考となる事項

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）等を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難市民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

収集にあたっては、やむを得ない場合を除き、避難市民等又は武力攻撃災害により負傷した市民等については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した市民等については、同様式第2号を用いて行う。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法により行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより報告することとするが、同システムによる報告ができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記録した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県へ送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民等に周知する。
- ② 市民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。
ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会しようとする者が遠隔地に居住している場合等は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ③ 照会の受付にあたっては、様式第4号に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の内容が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードなどにより、当該照会者が本人であることを確認する。
ただし、やむを得ない理由により当該書類を提示若しくは提出することができない場合、又は電話、電子メール等の方法で照会があった場合においては、市長

があらかじめ定める適当と認める方法により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難市民等に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けた職員等は、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民等に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民等に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民等に退避の指示をする。

① 退避の指示（一例）

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の市民等については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の市民等については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

② 屋内退避の指示について

市長は、市民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

ア NBC攻撃と判断されるような場合において、市民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに市民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防局、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

また、大規模集客施設等からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防局等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 武力攻撃災害の拡大防止のための事前の指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

4 土地、建物の一時的利用等

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したと

きは保管)

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防局による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防局及び消防団の活動

消防局及び消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を

迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防局とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防局、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防局による支援

消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防局その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置は、次のとおりである。

【対象】

市域内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、原子力事業所が市内にはないため、武力攻撃原子力災害への対処等については、事業所外運搬に起因する場合を想定し、原則として、県の地域防災計画（原子力等防災計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、県の地域防災計画（原子力等防災計画）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、消防局その他の関係機関に連絡する。

② 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を、事業所外運搬を行っている原子力事業者、又は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣若しくは知事より先に把握した場合には、直ちに当該事業者はその内容を確認するとともに、その旨をこれらの大臣等及び知事に通報する。

③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防局その他の関係機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 市民等の避難誘導

① 市長は、知事が市民等に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、市民等の避難誘導を行う。

② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の

状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、市民等に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、必要に応じて、モニタリング結果、医療関係情報、市民等の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、市民等の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の配布

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して市民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

(7) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民等に対して、退

避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防局、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

参考【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、総合安全対策室においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、あかし保健所等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集・報告及び公表

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告し、市民等への適時適切な情報提供を行うため、被災情報の収集及び報告並びに公表に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- ① 市は、固定電話、携帯電話、非常通信（簡易無線機）、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防局、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防局は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 市は、被災情報の報告にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、原則として、武力攻撃災害等を覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、電子メール、FAX等によりその第一報を報告する。また、それ以後、判明したもののうちから逐次報告する。
- ④ 市は、第一報を報告した後も随時被災情報の収集に努め、収集した情報について、指定された時間ごとに、原則としてフェニックス防災システムにより県に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

2 被災情報の公表

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

- ① 広報責任者の設置
武力攻撃事態等において市民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置
- ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ 県と連携した広報体制を構築すること。

④ その他関係する報道機関

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難市民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 健康対策

- ① 市は、避難先地域に対して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- ② 市は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。
- ③ 市は、巡回健康相談の実施にあたり、高齢者、障害者等の心身双方の健康状況の把握に努める。

(2) 感染症対策

市は、県の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

市は、予防教育及び広報活動の推進、塵芥及び汚泥等の埋立又は焼却、し尿の処置、家屋・便所・ごみため等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除など、感染症対策を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、梅雨期や夏期等を中心に、武力攻撃災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

(4) 飲料水衛生確保対策

- ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、市民等に対して情報提供を実施する。
- ② 市は直ちに、あらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、応急対策を実施する。

③ 市は、水道の各施設（貯水、取水、導水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

④ 市は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、水道担当部課と連携しつつ、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

(5) 栄養指導対策

① 市は、県と連携し、避難所や仮設住宅等を巡回して被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

② 市は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

③ 市は、巡回栄養相談の実施にあたり、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努める。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 環境大臣は、大規模な武力攻撃災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認めるときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を特例地域として指定し、当該地域においてのみ適用のある特例基準（特例的な廃棄物処理基準及び委託基準）を定めるものとされている。

② 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県に対し情報提供を行う。

③ 市は、②により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

④ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災

害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。
- ③ 市は、以下の点に留意して、がれき処理を実施する。
 - ア 損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
 - イ がれきの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。
 - ウ 損壊した建物から発生したがれきについては、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。
 - エ 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
 - オ 最終処分までの処理ルートが確保できない場合は、速やかに県に支援を要請する。

3 文化財の保護

市は、文化庁長官が市の区域に存する重要文化財等の武力攻撃災害による被害を防止するため命令又は勧告を行い、県がこれに応じて市の区域に存する県指定文化財等の被害防止のための勧告を行う場合、市指定文化財等（市指定重要有形文化財、市指定重要有形民族文化財及び市指定史跡名勝天然記念物をいう。）についても、速やかに所有者等に対し当該勧告を告知する。

第 10 章 市民等の生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、市民等の生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

(1) 価格の高騰又は供給不足の防止

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、市民等の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

(2) 価格の高騰又は供給不足への対処

市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、以下に掲げる措置を実施する。

① 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号。以下「買占め等防止法」という。）に係る措置

市長は、国が買占め等防止法第 2 条第 1 項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第 3 条）

イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第 4 条第 1 項）

ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第 4 条第 2 項）

エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第 4 条第 4 項及び第 5 項）

オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第 5 条第 1 項及び第 2 項）

② 国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）に係る措置

市長は、国が国民生活安定緊急措置法第 3 条第 1 項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、市の区域内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者に対し、以下の措置を講ずる。

ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第 6 条第 2 項及び第

3 項)

イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての、規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第 7 条）

ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第 30 条第 1 項）

2 避難市民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難市民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難市民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を、災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義及び普及啓発

(1) 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ市民等を保護するために重要な役割を担う医療行為及び保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(2) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、県、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

2 赤十字標章等

赤十字の標章等は、人道上、戦地・紛争地でのあらゆる攻撃から無条件で保護されなければならないものとして、ジュネーヴ諸条約により規定されている。国民保護法においては、指定行政機関の長又は知事が、避難市民等の救援として医療を行う医療機関及び医療関係者に対して、赤十字標章を交付し、又は使用させることができる。

(1) 赤十字標章

第一追加議定書第 8 条 (1) に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽）



※ ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。

(2) 特殊信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

3 特殊標章等

(1) 特殊標章

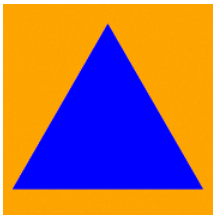
（オレンジ色地に青の正三角形）。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面



裏面



（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(4) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員（消防長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を

行うもの

- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難市民等の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市における当面の復旧

市は、本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、県と連携して当面の復旧の方向を定める。

(3) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、当該施設の被害の状況、周辺地域の状況等を考慮して、迅速な復旧を行う。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

【国と地方公共団体の費用分担】

1 国が負担する費用

- ① 市民の避難に関する措置に要する費用
- ② 避難住民等の救援に関する措置に要する費用
(内閣総理大臣が定める程度、方法及び期間による救援に要する費用)
- ③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- ④ 損失補償若しくは実費弁償、損害補償又は損失補てんに要する費用
(地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。)
- ⑤ 国が地方公共団体と共同して行う保護措置についての訓練に係る費用

2 地方公共団体が負担する費用

- ① 地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当
(調整手当、住居手当、通勤手当その他の手当)
※ 保護措置に係る職務を行う職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力攻撃災害派遣手当は国が負担
- ② 地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの
(消耗品費、通信費その他の費用)
- ③ 地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるもの
(当該施設の維持管理に通常要すると認められる費用)

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難市民等の誘導若しくは避難市民等の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 市民等の権利利益の救済に係る手続等

(1) 市民等の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の市民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設するとともに、以下の手続については、総務局総務管理室総務課が対応する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、市民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【市民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	土地・建物の一時使用等に関すること。(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	市民等への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

(2) 市民等の権利利益に関する文書の保存

市は、市民等の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民等の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

【本計画における主な用語の読み替え】

武力攻撃時事態等	緊急処理事態
保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部（長）	緊急処理事態対策本部（長）
武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急処理事態における災害